

## 第7章 主要関連法規

### 1. 法体系

トルコは我が国と同じく大陸法系の法体系をとる国であり、明文化された憲法を頂点として、個別法が策定・執行されている。トルコ共和国成立以前には、オスマントルコ独自の法体系が存在していたが、共和国成立とともに漸次撤廃され、現在では完全に撤廃されている。また、政教分離を国是としているため、国民に占めるイスラム教徒の割合は多いものの、イスラム法（シャリーア）は適用されていない。

### 2. 憲法

トルコ共和国における最初の憲法は、共和国成立直後の1924年に制定された。独立直後ということもあり、特に国家主権の原則が維持され、トルコ大国民議会が「国民の唯一の代表機関」であるものと規定された。憲法（1924）は1961年と1982年の改正を経て、国民主権の原則が謳われるようになった。

憲法（1982）では、共和制であるトルコの国家はその領土及び国民を合わせた不可分の存在であり、法の支配のもとに永続的、民主的、社会的な地位にあることが規定された。すべての個人は、言語、人種、皮膚色、性別、政治的態度、思想信条、宗教及び教派、又は同様のいかなる理由にかかわらず、法の前では平等であり、いかなる差別も受けないという平等原則も明示されている。また、言論の自由、報道の自由、居住と移転の自由、宗教と良心の自由、思想と所信の自由、思想の表現と流布の自由、結社の自由、通信の自由、プライバシーの権利、財産の権利、集会とデモ行進の権利、法的救済の権利、法的審判の保障と情報入手の権利など、の基本的な人権も認められている。

### 3. 外国直接投資法

2003年6月17日、トルコ政府は49年ぶりに外国直接投資法を改正した。改正の最大の眼目は、①会社設立手続きの審査承認制から届出制への変更、②会社設立手続きの19段階から3段階への簡素化・迅速化、③紛争処理への国際調停機関による介入の保障であった。また、従来は投資申請に最低自己資本額5万ドルの拠出が必要だったが、これも廃止された。新法は全7条から構成される短いものであり、英語版で全4ページに収まるものである。外国直接投資法（2003）の概要と改正点は下記のとおりである。

図表 31 外国直接投資法（2003）の概要

- ・ 第 1 条：法の目的と意図
- ・ 第 2 条：外国人投資家及び外国直接投資の定義
- ・ 第 3 条：外国直接投資の原則
  - a. 内外投資家を無差別・同等に取扱うと保障（新規定）。
    - ✓ 従来外国人投資家がトルコで会社を設立するには、まず財務省外国投資局から認可を取得し、その上で税関・商業省に会社設立を申請する必要があった。しかし、この外国投資家のみ課されていた財務省への認可申請は不要となり、申請に必要なだった資本移転のためのレター・オブ・インテント、定款、株主の委任状、公証付きパスポートのコピー、企業業績詳細、過去 2 年間の企業業績証明書といった文書の提出も不要となった。
    - ✓ 今後は、外国投資家も国内投資家同様、税関・商業省から会社設立許可(必要な業種のみを得た後、各都市の商業会議所が設置している商取引登録所（Trade Registry Office）で会社登録を行い、税務署で納税番号を取得する。2014 年 8 月現在、イスタンブールでの申請は商取引登録所のネットワークのみで受付がなされている。
  - b. 外国投資の没収と国有化は行わないことを保障（公共の利益の為に必要であり、対価を支払う場合を除く）
  - c. 資本移転の自由を保障（ただし、銀行や私営金融機関を介することが条件）
  - d. 紛争解決における国際調停機関の介入を保障（新規定）。
  - e. 非現金資本はトルコ商法の規定に基づき評価。ただし、外国に所在する企業の株券・債券は外国人投資家の外国投資分と認める。外国法に基づき設立された会社が動産を投資対象とする場合、当該国の法令に基づく評価を基準とする。（新規定）。
  - f. 外国人への労働許可は労働・社会保障省が発行（新規定）。
    - ✓ 従来は、外務省や内務省などの承認を経て、財務省外国投資局が発行していた。労働認可までの期間短縮が期待されていたが、かえって長期化する結果となっており、投資を阻害する要因として外国企業から改善を求める声が上がっている。
    - ✓ 外国直接投資として承認される会社の重要役職（規則で明記）の外国人 1 名に労働許可を発行する場合、5 人のトルコ国籍者を雇用するという義務は免除される。
    - ✓ 但し、2015 年 1 月以降、初回労働許可申請は国籍を有する国かトルコ在外公館でしか申請出来なくなる可能性がある。
  - g. 駐在員事務所（リエゾン・オフィス）の開設認可は経済省が行う。
    - ✓ なお、2003 年 4 月 24 日付官報に公示された「所得税法 23 条第 14 項の廃止（一定の条件下にある駐在員事務所で雇用された従業員の給与に対する課税免除を廃止）」については、外資の反発が大きく、2003 年 8 月 7 日付の官報で正式に実施見

送りが発表された。

- ・ 第 4 条：投資統計提出の義務
- ・ 第 5 条：その他規定
- ・ 第 6 条：法の効力
- ・ 第 7 条：法の所管

(出所) JETRO ウェブサイトより作成

## 4. トルコ新会社法

2011 年 1 月 13 日、トルコ新会社法が国会で成立し、2012 年 7 月 1 日以降段階的に施行された。

新会社法においては、株主 1 名のみ株式会社の設立と出資者 1 名みの有限責任会社の設立が認められた。また、トルコで初めてグループ企業に関する規定が設けられ、グループ内の親会社と子会社が同一のグループ経営の傘下に置かれるという規定がなされた。同法 1524 条では、透明性担保の観点からグループの中核会社がウェブサイトを開設し、利害関係者向けに IR 情報を開示することを義務付けている。

これに加え、グループ中核会社は独立監査法人による監査を受ける義務が定められた。監査は国際会計基準に準拠したトルコの監査基準に即して行われることとなった。さらに、第 2012/4213 号内閣決議に規定される大企業については、2013 年 1 月 1 日以降は国際会計基準に準拠した財務報告を行う義務が規定された。

## 5. 新債務法

2011 年 1 月 11 日、不動産賃貸契約等を定めたトルコ新債務法が国会で成立し、2012 年 7 月 1 日に施行された。新債務法では債務に係る各種規定を EU 法の規定に準拠させたものである。新法では、負債発生原因に係る「契約の成立」の一環として、第 7 条に「未発注品の発送」という条文が新たに設けられた。また、電子署名法との整合を図る観点から、第 14 条及び第 15 条における「書面形式と署名」に電子署名が包含されることとなった。事業所の賃貸についても第 339 条にて明示的な規定がなされた。新設の規定としては、「第三者による債務負担」(201 条)、「契約への参加」(206 条)、「契約の共通条件」(20 条～25 条)、「マーケティング契約」(448 条～460 条)、「家庭内職契約」(461 条～469 条)などがあげられる。

## 6. 競争保護法

トルコの競争法は、1994 年 12 月 7 日に国会で可決され、同月 13 日までに段階施行され

た競争保護法である。施行以来、2007年と2008年に改正されてきている。同法では、競争保護法に係る権限を税関・商業省所属のトルコ競争庁に付与している。

規制の概要としては、公正な競争に対する妨害等の禁止（4条）、市場支配的地位の濫用（6条）、合併等を通じた支配的地位強化の禁止（7条、10条）などがあげられる。

法の目的と趣旨については我が国の独占禁止法に該当する。ただし、トルコの競争保護法では第7条の規定に見られるように「合併等をする事業者の売上高の合計が25兆トルコリラ以上になる場合<sup>10</sup>」については事前に競争庁に届け出る義務があるなど、一部では留意すべき点もある。

## 7. 二国間投資協定

### (1) 投資促進及び投資保護を目的とした二国間投資協定

1962年以降、トルコは将来的な投資関係強化を見込める国々と投資促進及び投資保護を目的とした二国間協定を締結してきた。2014年段階では75カ国との間に二国間投資協定が発効されている。二国間投資協定の目的は、当該諸国における投資家及び投資に係る待遇基準を設定することにより、経済協力強化につながる環境を確立することである。また、当事者間の資本の流れを強化すると同時に、安定した投資環境を確保することを目指している。さらに、国際仲裁に関する規定を設けることにより、投資家と投資受入国との間に起こり得る争議を平和的に解決する方法を規定することも目的としている。

### (2) 二重課税防止条約

トルコは80カ国と二重課税防止条約を締結しており、一方の国で支払われた税金を他方の国で相殺し、二重課税を防止する措置を講じている。

### (3) 社会保障契約

トルコは、22カ国と社会保障契約を締結し、両国の外国人労働者の社会保障の担保を目指している。今後は直接投資の出資国の拡大に伴い、締結国の数も増加する見込みである。

## 8. 関税同盟及び自由貿易協定 (FTA)

1996年、トルコはEUとの間に関税同盟協定を締結し、トルコ—EU間での貿易に関し、関税制限を撤廃した。このため、トルコで生産した製品については原則無関税でEUに輸

---

<sup>10</sup> 公報2010/4によれば、合併や譲渡（同第5条）により、競争庁から許可を得なければならない状況は、下記の通り（同第7条(1)）。①当事者のトルコでの総売上高が1億リラ以上で、当事者の内2人（2社）のトルコでの売上高がそれぞれ3千万リラ以上。又は②当事者の内の1人（1社）の全世界での売上高が5億リラ以上で、その他の当事者の1人（1社）のトルコでの売上高が5百万リラ以上。（鳥越弁護士事務所）

出することが可能であり、かつ EU の高付加価値製品を原則無関税で輸入することも可能である。

自由貿易協定については、2014 年段階で 22 カ国<sup>11</sup>と FTA を締結しており、我が国とも EPA 締結に向けて交渉を行っている。締結国との間では、取引対象となるほとんどの商品及びサービスについて関税、輸出入量等の制限、特恵などが排除される。

こうした関税同盟や自由貿易協定を活用し、安価ながら教育水準の高い労働力を用いてトルコで生産し、地政学的に有利な物流を用いてトルコ国内市場及び周辺国市場へと産品を販売することができる。

---

<sup>11</sup>締結後国内発効：17（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モロッコ、パレスチナ、グルジア、イスラエル、モンテネグロ、マケドニア、エジプト、セルビア、シリア、チリ、チュニジア、ヨルダン、韓国、モーリシャス、欧州自由貿易連合）。

締結後国内施行手続中：5（レバノン、マレーシア、コソボ、モルドバ、ガーナ）

審議中：14（ウクライナ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、日本、シンガポール、コンゴ民主共和国、カメルーン、セイシェル、湾岸協力会議、リビア、メルコスール、フェロー諸島、ペルー）

審議開始：10（米国、カナダ、タイ、インド、インドネシア、ベトナム、中米統合機構、アフリカ・カリブ海・太平洋諸国、アルジェリア、南アフリカ共和国）